

令和8年度

西尾市児童クラブ入会のご案内

1. 児童クラブとは

保護者が仕事などで下校後（放課後）に家庭にいない1～6年生の児童を対象に、児童クラブが家庭に代わって遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を目指している事業です。

2. 入会要件（入会できる基準）

- ① 保護者、同一住所の親族その他の者が、就労、病気、介護、出産等のため、下校後（放課後）、児童の保育ができない状態であること。
- ② 受入可能な児童クラブで開設日・保育時間内の利用であること（午後7時までにお迎えが可能であること）。
申込状況によっては、希望のクラブに入会できない場合があります。
- ③ 児童クラブの保育料の滞納がないこと。

3. 児童クラブについて

（1）開設日、保育時間等

利用できる日時は、保護者の就労等により保育を必要とする日時に限ります。

- ① 開設日 月曜日～土曜日
- ② 保育場所 次ページの『（4）児童クラブ一覧』のとおり
- ③ 保育時間
平日：下校後～午後6時（延長保育は午後7時まで）
土曜日・長期休業・代休日：午前8時～午後6時（早朝保育は午前7時30分から、延長保育は午後7時まで）
※利用できる時間は、保護者の就労等により保育を必要とする時間に限ります。
〔例：午後5時に勤務が終了し、帰路が30分かかる場合、お迎え時間は午後5時30分になります。〕
- ④ 休日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ⑤ 利用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ⑥ その他 児童クラブでは児童の送迎は行いません。必要な場合はファミリー・サポート・センター等に相談してください。

（2）土曜日利用

土曜日の開所クラブは『（4）児童クラブ一覧』のとおりです。開所しているクラブから選択してください。ただし、申込多数の場合は他のクラブを利用していただくことがあります。平日利用のクラブと土曜日利用のクラブは、別の場所を選択することもできます（各家庭で通勤経路等を考慮し選択してください）。

（3）通年利用の保育料、おやつ代

- ① 保育料 月額 5,000 円（ただし、7月は 8,000 円、8月は 9,500 円）
※同一世帯で2人以上の児童が同時に利用する場合、2人目以降は半額とします。
- ② 早朝保育料 月額 500 円（利用者のみ）※冬休みのみ利用する場合、12月・1月あわせて 500 円
- ③ 延長保育料 月額 500 円（利用者のみ）
- ④ おやつ代 月額 1,000 円（平日のみ 土曜日は持参）
※各保育料、おやつ代は口座振替とし、毎月末日に引き落としをします。

《参考》 短期利用者の保育料

春休み（3月）：2,850 円、春休み（4月）：1,900 円、夏休み：14,500 円、冬休み：2,850 円

(4) 児童クラブ一覧

小学校区	児童クラブ名（場所）	電話番号	土曜 開設	小学校区	児童クラブ名（場所）	電話番号	土曜 開設
西尾	中央児童クラブ（中央児童館内）	夏季休暇のみ開所		室場	室場児童クラブ（室場小内）	080-6502-8809	○
	西小児童クラブ（西尾小内）	080-6502-8377	○	三和	みつわ児童クラブ（三和小内）	080-6502-8825	
花ノ木	花ノ木児童クラブ（花ノ木小内）	080-6502-8381		一色中部	一色中部児童クラブ（一色中部小内）	080-6545-0052	
ハツ面	ハツ面児童クラブ（ハツ面小内）	080-6502-8636		一色東部	一色東部児童クラブ（一色東部小内）	080-6544-9114	○
鶴城	鶴城児童クラブ（鶴城小内）	080-6502-8661	○	一色西部	一色西部児童クラブ（一色西部小内）	080-6544-9796	
西野町	くすの木児童クラブ（西野町小内）	080-6502-8685		一色南部	一色南部児童クラブ（一色南部小内）	080-6544-9797	
米津	米津児童クラブ（米津小内）	080-6502-8696	○	横須賀	よこすか児童クラブ（横須賀小内）	080-6544-9798	
中畑	中畑児童クラブ（中畑小南）	080-6502-8731		津平	つひら児童クラブ（津平小内）	080-6544-9645	
平坂	平坂児童クラブ（平坂小内）	080-6502-8735		荻原	おぎわら児童クラブ（荻原小内）	080-6544-9646	○
矢田	あすなろ児童クラブ（矢田小内）	080-6502-8744	○	吉田	きらっくクラブ（吉良保健センター内）	080-6544-9647	
寺津	しおかぜ児童クラブ（寺津小内）	080-6502-8765		白浜	しらはま児童クラブ（白浜小内）	080-6544-9328	
福地南部	福地南部児童クラブ（福地南部小内）	080-6502-8785	○	幡豆	はすっ子クラブ（幡豆小内）	080-6544-9329	
福地北部	ホクホク児童クラブ（福地北部小内）	080-6502-8818		東幡豆	はすっ子クラブ東（東幡豆小内）	080-6544-9330	○

※申込状況によっては、入会をお待ちいただいたり、希望のクラブを利用できないことがあります。

4. 児童クラブに関する Q&A

質問	回答
Q1 今から仕事を探す予定ですが、申請することはできますか？	A1 求職中での受付はできません。条件が整ってから申請してください。
Q2 午後7時までにお迎えが難しい場合はどうしたらいいですか？	A2 午後7時までにお迎えが可能であることが入会条件です。ファミリー・サポート・センターに相談する等、お迎えが可能な状態を整えていただく必要があります。児童だけ（兄弟等含む）で帰宅することはできません。午後7時以降の利用が判明した場合は、入会決定を取り消すことがあります。
Q3 月に1～2回程度、早朝時間、延長時間に利用をしたいのですが、早朝保育、延長保育の申請をするのでしょうか？	A3 午前7時30分から午前8時までは早朝保育、午後6時から午後7時までは延長保育になります。 回数に関わらず、利用する可能性がある場合は、早朝保育、延長保育利用申請をしてください。 早朝保育の申請をされていない場合は、午前8時より前にクラブ室へ入室することはできません。 また、申請なく延長保育を利用された場合は、直ちに申請していただき、延長保育料を徴収します。
Q4 学校の給食がない日は、児童クラブで給食など昼食が出ますか？	A4 児童クラブでは、給食はありません。春・夏・冬休み等、1日保育になる日は、弁当と水筒を持たせてください。
Q5 児童クラブでは、宿題をみてもらったり、勉強を教えてもらえますか？	A5 デイリーの中で学習の時間を設けています。ただし、学習内容の指導や答え合わせはしていませんので、宿題の確認はご家庭でお願いします。
Q6 障害（発達障害の疑いも含む）があると利用できませんか？	A6 保護者の就労条件など、児童クラブ利用要件が整っていることが前提です。利用する児童がより安全に児童クラブでの生活を送ることができるよう検討しますので、現在の状況を詳しくお知らせください。※障害の程度によっては利用をお断りすることもあります。
Q7 食物アレルギーがあるのですが、おやつの配慮はありますか？	A7 個別に相談をお受けして、対応しています。

5. 入会申請手続き方法

入会を希望する場合は、電子申請にてお申し込みください。詳細は別紙〈令和8年度通年西尾市児童クラブ入会申込【電子申請】について〉をご確認ください。

紙で申請される場合は申請に必要な書類を各児童クラブまたは子育て支援課に提出していただきます。

＊ 申請時の注意事項について

- (1) 必ず黒色（青色）のボールペン等で記入してください。鉛筆、消えるボールペンでは記入しないでください。訂正箇所は修正液や修正テープを使わずに、二重線を引いて訂正してください。
- (2) 学校名、学年は利用年度（令和8年度）で記入してください。
- (3) 利用児童と住民票上の世帯が分かれていても、同一住所に親族等が住んでいる場合は、該当する証明書類（下記『(7) 各種書類について』の証明書類欄内）の提出が必要になります。
- (4) 利用できる時間は証明書類から就労等が確認できる日に限ります。申請時に希望された利用日に、就労等が確認できない場合は、子育て支援課が利用日を修正しますのでご了承ください。
- (5) 書類の不備または不明な点について子育て支援課から確認することがありますのでご了承ください。
- (6) 申請された内容について、子育て支援課が調査することがあります。その際、虚偽が認められた場合は入会を取り消すことがあります。
- (7) 各種書類について

書類の種類		記入上の注意事項等	必要枚数
証明書類 (※1)	就労証明書 株式会社及び有限会社の代表者・正社員・派遣・パート・アルバイト・専従者等	事業所記入欄は、必ず職場の方に記入してもらってください。内容について子育て支援課から問い合わせることがあります。	世帯で該当者（大人）1人につき1枚 ※児童が2人以上であっても1枚でよい。 ※複数の仕事をしている場合は、勤務先ごとに就労証明書が必要。 ※証明書類は電子申請の場合、画像データを添付。
	自営業等申告書 自営業の代表者・農業・漁業等	個人で記入する書類ですが、就労状況が分かるように詳しく記入してください。虚偽や不正な内容が認められた場合は、入会を取り消す場合があります。	
	傷病・介護等申立書 (就労者以外用)	病気や介護等、就労以外の理由で入会を申請する場合、この用紙に事情を具体的に記入してください。内容について子育て支援課が詳しい事情をお聞きすることがあります。	
口座振替依頼書 (複写) 新規利用申請者のみ提出 ※電子申請の場合、入会決定後の説明会で配布・提出。 (※2)		保護者等の名義の口座を記入し、通帳のお届け印を押印してください。 【納税者（納付義務者）名】は保護者の氏名を記入してください。 【対象種目】は児童クラブ保育料に○をつけてください。	

- ※1 「証明書類」が必要なのは、児童からみて父母、祖父母、曾祖父母です。おじ、おば、兄弟は必要ありません。また、70歳以上の方も必要ありません。
- ※2 口座振替依頼書（複写）は新規利用申請者のみ提出が必要です。児童のきょうだいが児童クラブを利用中の場合は、提出不要です。

紙で申請される場合は入会申請書、緊急連絡票・児童の健康等生活調査票の提出も必要となります。

※ 書類をホームページからダウンロードして申請する場合は口座振替依頼書を受付時に記入していただくため、申請者の口座が分かるもの（通帳など）と、その通帳のお届け印を持参してください。

書類の種類	記入上の注意事項等	必要枚数
入会申請書（黄色）	別紙の記入例を参考にしてください。 土曜日の利用を希望される方は、土曜日開設のクラブを確認し、その中から希望の児童クラブを記入してください（児童クラブ一覧参照）。	利用児童1人につき1枚 ※児童2人の場合は2枚
緊急連絡票・児童の健康等生活調査票	緊急連絡先欄については現在の状況で記入してください。入会時点で変更がないか再確認をします。 繋がりがやすい順に、なるべく多くの連絡先を記入してください。 生活調査欄については利用予定の児童の様子を理解している方が記入してください。	

6. 「通年利用」の一斉受付について

令和8年度に1年（状況に応じて夏休み休業期間を除く）を通して利用する『通年利用』の入会申請を下記のとおりの一斉受付します。

〈一斉受付期間〉 令和7年11月4日（火）～ 令和7年11月28日（金）

- ※就労証明書等保育を必要とする証明書類の添付が必要のため、事前にご準備ください。就労証明書等は令和7年10月14日（火）から子育て支援課または各児童クラブにて配布を行います。ホームページからダウンロードも可能です。
- ※紙で申請される場合は配布した封筒に申請に必要な書類が入っていますので、準備のうえ期間内に提出してください。提出先は各小学校区の児童クラブまたは子育て支援課です。必要な書類が揃わない場合は、受け付けることができません。その場合、随時受付になりますので、書類の準備ができ次第子育て支援課に提出してください。
- ※一斉受付期間後は子育て支援課で随時受け付けますが、定員を超えた場合は、入会をお待ちいただくことがあります。

7. 入会決定について

- 提出された申請書類をもとに入会要件を満たしているか審査します。なお、定員を超えた場合は、「学年の低い児童」「ひとり親世帯」「保護者の就労時間が長い児童」などの優先基準をもとに審査しますので、入会をお待ちいただくことがあります。
- 通年利用で申請されても長期休業期間中は低学年の利用者を優先します。定員に余裕のないクラブの高学年（4～6年生）は長期休業期間中は他のクラブの利用や、利用を不許可とする場合がありますので、ご了承ください。
- 一斉受付期間に申請された方への結果は、1月末頃に申請者へ送付します。新規入会決定者は、児童クラブの説明会に参加していただきます（2月頃を予定しています）。
- 12月以降に申請された方への結果は、2月以降に申請者へ送付します。

8. その他

書類提出後に申請内容の変更があった場合は、速やかに子育て支援課へお申し出ください。

問合せ先

〒445-8501 西尾市寄住町下田22
西尾市 子育て支援課 直通電話65-2108

● 民間児童クラブ一覧 ●

民間児童クラブのお申込みにつきましては、直接、下記へお問い合わせください。

クラブ名	所在地	電話	主な小学校区
せんねん村キッズクラブ	矢曽根町蓮雲寺29-1	0563-53-5553	花ノ木
西尾ゆめの杜児童クラブ	山下町多茂ノ木4-8	070-9230-9181	西尾・花ノ木・中畑・平坂